

伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付要領

1 目的

物価高騰や人件費上昇が続く中、市内事業者の「生産性向上」「経営基盤強化」「省エネ化」を支援するため、設備投資にかかる費用の一部を補助します。従業員の賃上げや労働環境の改善、または事業の安定的な継続・将来的な雇用につながる投資を市が応援します。

2 補助金対象者の要件

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- ①市内に本店、事業所又は店舗を有すること。
- ②次に掲げるいずれかに該当する法人又は個人（以下「市内中小企業者等」という。）。
 - ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること（ただし、次に該当する場合を除きます。）
 - ア 主に農林水産業を営む者
 - イ みなし大企業
 - ウ 政治・経済・文化団体
 - エ 宗教法人・団体
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- ③市税を滞納していないこと。
- ④代表者又は役員が伊達市暴力団排除条例の規定に該当しないこと又は当該者と密接な関係を有しない者。

3 補助事業

(1) 補助対象事業、補助対象経費は次の表に記載のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費
(1) 生産性向上につながる設備導入・更新	作業効率の向上、処理能力の増加、作業時間の短縮その他生産性の向上に資する設備の購入及び設置に要する経費（製造・加工機械、業務用機器、厨房機器その他これらに類するもの）
(2) 業務効率化につながるIT設備等の導入	業務の効率化、管理機能の高度化又は作業の自動化により経営の効率化に資する情報機器及び情報システムの購入又は構築に要する経費（POSシステム、在庫管理システム、顧客管理システム、キャッシュレス決済端末、業務効率化ソフトウェアその他これらに類するもの）
(3) コスト削減につながる省エネ設備の導入	既存設備と比較してエネルギー使用量の削減又は光熱費等のコスト削減が見込まれる省エネルギー設備の購入及び設置に要する経費（LED照明設備、省エネルギー型空調設備、省エネルギー型冷凍冷蔵設備その他これらに類するもの）

※補助金交付決定後に発注し、補助対象期間内に支払いを行った設備等が対象になります。

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、いずれも補助金の対象としません。

- ①公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）
- ②原材料及び消耗品の購入にかかる経費
- ③修理又は修繕にかかる経費

- ④事業活動に直接供しない家庭用機器及び車両の購入費その他汎用性が高く目的外で使用可能なものの費用
- ⑤サービス・ソフトウェア等の加盟登録料及び使用料
- ⑥各種保証・保険料
- ⑦人件費
- ⑧損失補填
- ⑨借入に伴う支払利息
- ⑩不動産購入費
- ⑪振込手数料
- ⑫飲食及び接待費
- ⑬その他市長が不適切と認める経費

(3) 本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払を既に受けた経費は、補助対象経費としません。

(4) 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難しいものは、補助対象経費から除外します。

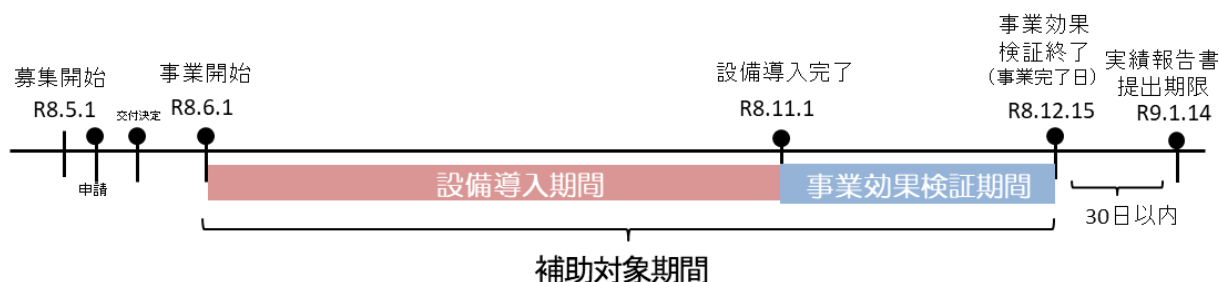
(5) 補助対象経費の支払先が、補助事業者と資本関係がある事業者又は補助事業者の役員若しくは役員に属する企業等である場合は、補助対象経費から除外します。

4 補助対象期間

令和8年5月1日(金)から令和8年12月31日(木)まで

例. 申請日 R8. 6. 1、設備導入完了 R8. 11. 1、導入後から効果検証まで完了するのが R8. 12. 15 の場合

○補助対象期間の例 (事業開始R8.6.1、設備導入完了R8.11.1、導入から効果検証R8.12.15の場合)



5 補助金の額

補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限額を100万円、下限額を20万円とする。

$$\text{補助対象経費} \times \frac{2}{3} \quad (\text{千円未満の端数切り捨て、上限 100 万円、下限 20 万円})$$

6 交付申請

交付申請にあたっては、次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付申請書（様式第1号）

- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 市内で事業を営んでいることが分かる書類（履歴事項全部証明書、直近の確定申告書等）の写し
- (5) 補助対象経費の積算が確認できる書類（見積書等）の写し※1者あたり50万円を超える場合は2者以上の見積書の添付が必要
- (6) 導入設備の製品内容がわかる資料（製品カタログ、仕様書等）
- (7) 誓約書兼同意書（様式第4号）
- (8) 市税の完納証明書又は滞納なし証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

※上記の書類の他にも、申請内容を確認するため市から追加の書類提出を求める場合があります。

7 申請期間

令和8年5月1日（金）～令和8年11月30日（月）※当日消印有効

交付申請期間内に6 交付申請に必要な書類に掲げた書類を提出してください。

※申請額が補助金の予算に達した時点で申請受付を終了します。

8 申請に係る相談・受付先

伊達地域、梁川地域、霊山地域、月舘地域の事業者

→伊達市商工会

<伊達市商工会 本所>

〒960-0756 伊達市梁川町青葉町3番地 TEL024-577-0057

<伊達支所>

〒960-0502 伊達市箱崎字川端7 TEL024-583-2302

<霊山支所>

〒960-0801 伊達市霊山町掛田字新町14 TEL024-586-1366

<月舘支所>

〒960-0902 伊達市月舘町月舘字町6-7 TEL024-572-2341

保原地域の事業者

→保原町商工会 〒960-0612 伊達市保原町字宮下111番地 TEL024-575-2284

9 交付決定

申請内容を審査し、補助金の交付が適当と認められる場合は、伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知します。

10 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から30日以内に次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金実績報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 補助対象経費の支払が確認できる書類（領収書等）の写し

- (4) 補助対象経費に係る設備等の写真（設置前・設置中・設置後の状況の写真、設置場所が確認できる写真、機械等の型式や製造番号が確認できる写真）
- (5) その他市長が必要と認める書類

11 補助金の額の確定

実績報告書の内容を審査し、補助事業の内容が適当と認められる場合は、補助金の交付請求書を提出する旨の通知を申請者に通知します。

12 補助金の請求

補助金の補助事業者は、補助金の額の確定後次に掲げる書類により、補助金を請求してください。

- (1) 伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付請求書（様式第9号）
- (2) 振込口座通帳の金融機関、支店、預金種別、口座名義人及び口座番号が記載された箇所の写し
例)「通帳の表紙」及び「通帳を開いた1、2ページ目」の写し

13 申請書等の配布窓口

- ・伊達市役所商工観光課（伊達市保原町字舟橋 180 番地 中央棟 3 階）
- ・伊達市商工会（伊達市梁川町青葉町 3 番地）及び各支所
- ・保原町商工会（伊達市保原町字宮下 111 番地）

14 補助金の審査・決定・交付

- ・伊達市役所商工観光課 〒960-0692 伊達市保原町字舟橋 180 番地 TEL024-573-5632

15 留意事項

交付申請に係る送料や添付資料を準備するための経費は申請者負担になります。